

## 第3章

# 緑の将来像と基本方針



## 第3章 緑の将来像と基本方針

### 3-1 将来像と基本方針

「笛吹市緑の基本計画」の将来像や基本方針については、上位計画や緑に関する施策、本市の緑の特性や課題、市民の意向や緑に関わる活動等を踏まえながら次のように設定しました。

#### (1) 緑の将来像と基本理念

緑の将来像と基本理念は、笛吹市総合計画に掲げるまちづくりの方向性や、合併1周年に宣言した「桃・ぶどう日本一の郷」を支える豊かな自然や水と緑のまち、美しい果樹の集落景観、環境にやさしいまちづくりの考え方を基本に、「みどりのまちづくり市民会議」など様々な市民意向を反映して、次のように設定しました。

##### 緑の将来像

### 桃源郷の美しい風景や環境を守り、 未来に夢を広げる緑のまちづくり

笛吹市は、大蔵経寺山などの北部山地と御坂山地の山々に南北を囲まれ、本市の名称のよりどころとなる笛吹川とその支流が生み出す潤いある肥沃な大地の恩恵を受けて、全国に誇る「桃源郷」と称される故郷の原風景を育んできました。この原風景を礎として、先人たちによって培われた緑や環境、美しい景観、甲斐国千年の都の歴史・文化的遺産、命を育む豊かな生態系、そして、これらに対して高い意識を持つ市民の存在が、本市の誇りであり、最大の特色であると言えます。

時代の移り変わりとともに形を変えるものが多い中で、この、私たちが恩恵を受けてきた豊かな緑や自然、桃源郷の風景を、次の世代に引き継いでいくことが今を生きる私たちの責務であると考えます。

緑の将来像の実現に向けては、郷土に培われた緑の声に耳を傾け、百年後までも見据えた緑を守り・育み、緑や環境に学び理解を深める、人づくりや郷土を愛する心を育てることが重要です。

そのため、次の3つの考え方を基本として緑のまちづくりを推進していきます。

##### 基本理念

#### ● 風土に育まれた生きた資産としての緑を次代に引き継ぎます

笛吹市の大地の構造や地域の成り立ちを今一度見つめ直し、いにしえより培われた自然や緑を、風土が育んだ私たちの生きた資産として、大切に保全・再生し、次代に引き継いでいきます。

#### ● 笛吹市らしい緑を活かし、郷土を誇る緑のまちづくりを進めます

全国に誇る桃源郷の風景、笛吹川に代表される水の都、温泉郷の四季の変化を魅せる雄大な眺望、甲斐国千年の都を物語る緑、おもてなしの心を育む多様な市民活動など、「笛吹市らしい緑」について共通の価値観を育み、郷土の誇りとして活かすまちづくりを進めます。

#### ● 私たちの暮らしと緑との関わりを見直し、今できることから進めます

緑の修景のみに目を向けるのではなく、私たちの営みも緑や自然のつながりの中の一部であることを今一度考え、豊かな暮らしをもたらす身近な緑を再認識し、緑を愛おしむ人材を育て、できるところから緑のまちづくりの一步を踏み出します。

## (2) 計画の基本方針

将来像と基本理念に基づき、緑のまちづくりを進めていくための基本方針として、次の3つの柱を設定します。

### 計画の3つの柱

#### 自然環境・景観の保全と再生の方針

### 1. 郷土が誇る緑の環境と風景を守り継承していきます

郷土の豊かな緑と清流を次代に引き継いでいくため、本市の骨格を形成する森林や大小の河川、桃源郷の農地、里山や樹園の美しい景観と四季折々の眺望景観、甲斐国千年の都の歴史・文化的な緑の財産、鎮守の森や雑木林などの身近な緑、風土とともに息づいてきた貴重な生態系などの維持・保全を図るとともに、大切な緑の資源を再認識し、郷土の誇りとして愛着を育むため、自然や緑と親しみふれあいを深めるよう有効活用に努めます。

#### 公園・緑地の創出とネットワーク方針

### 2. 緑の質を高め緑を創造し、一体的に結びつけていきます

緑を身近に感じる豊かな暮らしを実現するため、既存の公園等の質や魅力を高めていくとともに、市民参加による新たな公園・緑地を創出します。また、都市の安全性を高め安心・快適に利用できる公園づくり、既存の小公園や広場の有効活用、身近な雑木林等を利用した緑地や憩いの場づくりなど、潜在的な緑の資源の顕在化に努め、本市にふさわしい緑の創出を図ります。

また、都市に潤いを与えている河川等の水辺を活用し、サイクリングロードの充実や、主要な拠点や歴史資源、里山や桃源郷の風景を結ぶことにより、水と緑が融合したネットワークづくりを進めます。

#### 都市緑化・育成の方針

### 3. 四季の彩りを活かし育む緑のまちづくりを進めます

本市は、地域の風景への住民の想いが強く、緑に関わる草の根的な市民活動も盛んに行われています。笛吹市らしい風景や快適な暮らしがさらに充実するよう、市民参加による緑化をこれまで以上に促進するとともに、笛吹川等の河川や主要幹線道路、観光拠点や公共施設などの特色ある緑化を積極的に進めます。

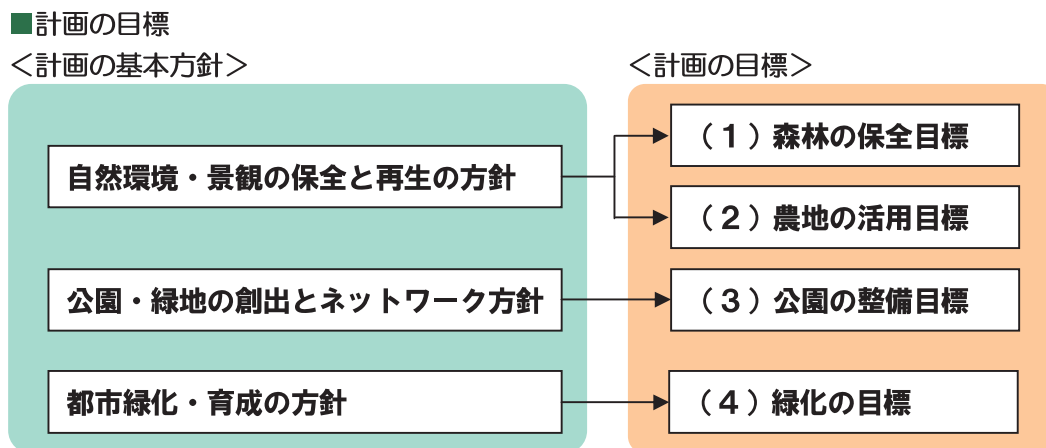
また、緑の資源を効果的に活用しながら、笛吹市らしいおもてなしと交流の緑を育むとともに、特色ある水と緑と花の回廊の創出など、地域のチカラと創意工夫による緑を育成していきます。



## 3-2 計画の目標

計画の目標とは、緑の将来像の実現に向け、市民、企業、行政等が本計画に基づく施策を推進する上で、の目標を共有するために定めるものです。

本計画では、計画の基本方針に対応し、次の4つの計画目標を設定します。



### (1) 森林の保全目標

#### ●森林に対して法や条例、協定による新たな保全策を講じることを目指します

本市の市域面積の約6割を占める森林は、治山治水等の防災機能を始め、生産、景観形成、動植物の生息・生育の場として重要な役割を担っています。

平成20年度現在、本市の森林面積は11,832haで、このうち保安林が6,650ha（黒岳自然保全地区を含む）、地域計画対象民有林が5,182ha指定されており、森林の大部分は何らかの法的措置が講じられていますが、手入れが行き届かないため、身近な里山をはじめ森林の荒廃が少しずつ進んでいます。

特に、森林の約4割を占める地域計画対象民有林については、林地開発許可制度により一定の保全は図れるものの、保全に対する担保力が弱いため、これを補完する効果的な緑地保全策を講じていく必要があります。

このため、地域計画対象民有林のうち、集落地域と一体となって農村景観を形成している里山をはじめ、景観上重要な森林、レクリエーションの場となっている森林などを中心に、都市緑地法に基づく「緑地保全地域」、「市民緑地」の指定や、条例に基づく「(仮称)ふれあいの森」の指定、現在実施している森林整備協定など、新たな保全策を講じることを目指します。

また、新たな保全策を講じた森林については、これまで本市で実施した植樹祭・育樹祭、森林整備協定による企業の植林活動などの植林活動を積極的に促進していきます。

## (2) 農地の活用目標

### ●目標年次には、遊休農地 44ha の活用を目指します

本市の桃・ぶどうは栽培面積、収穫量、出荷量いずれも全国一を誇っており、名実ともに「桃・ぶどう日本一の郷」としてこれまで歩んできました。

しかしながら、近年の農地や農家の推移をみると、農家数、農家人口の減少に伴って、経営耕地面積や樹園地面積は減少し続けており、特に、遊休農地については、平成7年から平成17年の10年間で、44haも増加しているなど、本市の産業、緑、景観を支えている農地が急速に減少しています。

本市では、遊休農地について「遊休農地解消活用推進プラン」(平成19年3月)を策定し、有効な活用に向けて様々な取り組みを行っているところですが、今後も、新規就農者を含めた担い手への農地集積、市民農園への活用、集落営農、景観作物の栽培、計画的な植林による山林への転用などの保全活用策を推進し、目標年次には、平成21年度の遊休農地面積(145ha)の約3割にあたる44haについて、有効活用することを目指します。

#### ■遊休農地の活用目標

年次	基準年次	中間年次	目標年次
目標項目	平成21年(2009年)	平成30年(2018年)	平成40年(2028年)
活用する遊休農地	約6ha	約25ha	約44ha

注) \*遊休農地の活用目標については、「遊休農地解消活用推進プラン」(平成19年3月)に基づいた取り組みの成果実績を参考に定めている。

## (3) 公園の整備目標

### ●公園の整備目標は市民一人あたり 10.0 m<sup>2</sup>にすることを目指します

市民のレクリエーションの場、憩いの場として利用されている都市公園は、平成22年4月末現在、7ヶ所、面積37.3haで、市民一人あたり5.2m<sup>2</sup>となっています。

一方、都市公園以外の公園は19ヶ所、面積24.1ha、都市公園と併せると計26ヶ所、面積61.4haで、市民一人あたり8.6m<sup>2</sup>となっています。これは、山梨県の都市公園の県民一人あたりの面積9.1m<sup>2</sup>を下回っており、都市公園や住宅地・集落地における身近な公園の整備は不足している状況にあります。

今後は、既存公園の充実・利活用を積極的に図るとともに、都市公園を含め、身近な公園・緑地の整備、本市の特性を活かした水辺や自然環境と文化を活用した公園・緑地、史跡等の文化財を活用した公園整備等を推進し、目標年次までに市民一人あたりの公園面積を10.0m<sup>2</sup>とすることを目指します。

#### ■公園の整備目標

年次	基準年次	中間年次	目標年次
目標項目	平成21年(2009年)	平成30年(2018年)	平成40年(2028年)
公園面積	61.4ha (59.6ha)	66.7ha (64.9ha)	72.0ha (70.2ha)
一人あたりの面積	8.6m <sup>2</sup> (8.4m <sup>2</sup> )	9.3m <sup>2</sup> (9.1m <sup>2</sup> )	10.0m <sup>2</sup> (9.8m <sup>2</sup> )

注) \* ( ) 内の数値は都市計画区域内の値を示す。

## (4) 緑化の目標

### ●暮らしに彩りを添える、樹園都市にふさわしい、市民と協働による緑化を推進します

街路樹や公園の木々、花壇、生け垣、水路沿いの草花など、普段何気なく目にする緑は、私たちの暮らしにやすらぎを与えるとともに、季節感を際立たせ、まちにゆとりや潤いを与えています。市内でもこうした風景は多く見ることができます。

今後は、特に、緑化推進の目標として次の3つを設定し、日々の暮らしを豊かにする緑を増やします。

#### ①暮らしに彩りを添える身近な緑を増やします

街路樹については、主要な国道、県道では一定の緑化がなされており、石和温泉駅前通りや御坂地区の直進道など市道についても植栽を進めています。全体的に街路樹等の緑化された道路は少なくなっています。そのため、今後、本市の特性に沿った道路緑化を推進していきます。

また、笛吹川では鶺鴒橋を挟んだ上下流の土手に桜の並木が続き、市民の憩いの場となっていますが、今後、市民に親しまれている主要な河川沿いや、地域の目印となっている主要な交差点や辻などを中心に、地域の協力を得ながら地域特性にふさわしい樹木やまちかど花壇などを増やしていきます。

#### ②公共施設の緑を増やします

学校や公園、行政文化施設などの公共施設は、これまでも施設内の緑化に努めてきましたが、今後は、特に、道路と接する部分については、まちなみに配慮した緑化を重点的に進めます。

また、公共施設についての緑化状況の調査を進め、現況緑化率を把握した段階で、緑化目標の見直しを図っていきます。

住宅地や工場などの民有地については、緑豊かなまちなみとするため、特に、生け垣など道路に接する部分の緑化を重点的に促進します。

#### ■公共施設の緑化目標

区 分	緑 化 目 標
庁舎等の公共施設	○敷地面積の概ね 20%以上の緑地の確保に努める
学 校	○校舎等（運動場を除く）の敷地については、当該敷地面積の 20%以上の緑地の確保に努める ○運動場の敷地については、当該敷地面積の 5%以上の緑地の確保に努める
公 園	○都市公園については、緑の施策大綱で公園種別毎に定められた緑化率*1 の確保に努める ○都市公園以外の公園については、敷地面積の 30%以上の緑地の確保に努める
道 路	○市街地の道路において、必要な歩道幅員を確保した上での植栽スペースの設置に努め、緑被率の向上と緑のネットワークの形成を図る
河 川	○「河川区域内における伐採・植樹基準」（国土交通省）との整合を図りながら、堤防や高水敷、護岸等の植樹場所に応じた効果的な緑化を図る

注) \*1 緑の政策大綱に定める公園種別毎の緑化率は以下のとおり。

- ・街区公園、運動公園 : 30%以上
- ・近隣公園、地区公園、総合公園 : 50%以上

\*2 数値目標は「山梨県緑化計画」（平成 16 年 3 月）に示す公共施設等の緑化指標に準じる。

### ③市民と協働による緑化を推進します

本市では、緑化推進会議による緑化活動や駅前広場や駅前通りにおけるバラの植栽をはじめ、植樹祭・育樹祭、緑の少年少女隊による活動など、地域住民やボランティア、小中学校などを中心に植樹や花植えなどの緑化活動が活発に行われ、地域ではオープンガーデンなども進められています。

こうした小さな活動の芽が実を結び、まちなかに波及し、活動の手を携え豊かな潤いあるまちなみを育てていくことを目指します。

そのひとつの目標として、現在「花のまちづくり推進事業」で花苗の配布等を行っている配布団体の数を段階的に増やしていくことを目標とします。

#### ■緑化推進に関わる活動の目標

年次	基準年次	中間年次	目標年次
目標項目	平成21年(2009年)	平成30年(2018年)	平成40年(2028年)
花苗を配布する団体数	61団体	約80団体	約100団体



・石和温泉駅のバラの植栽



・石和温泉駅前の花壇



・花のまちづくり推進事業により配布された花苗が彩る花壇(石和地区)



・笛吹市植樹祭



・道路にオープンな庭(春日居地区)

### 3-3 緑の構造

#### (1) 笛吹市の大地の構造

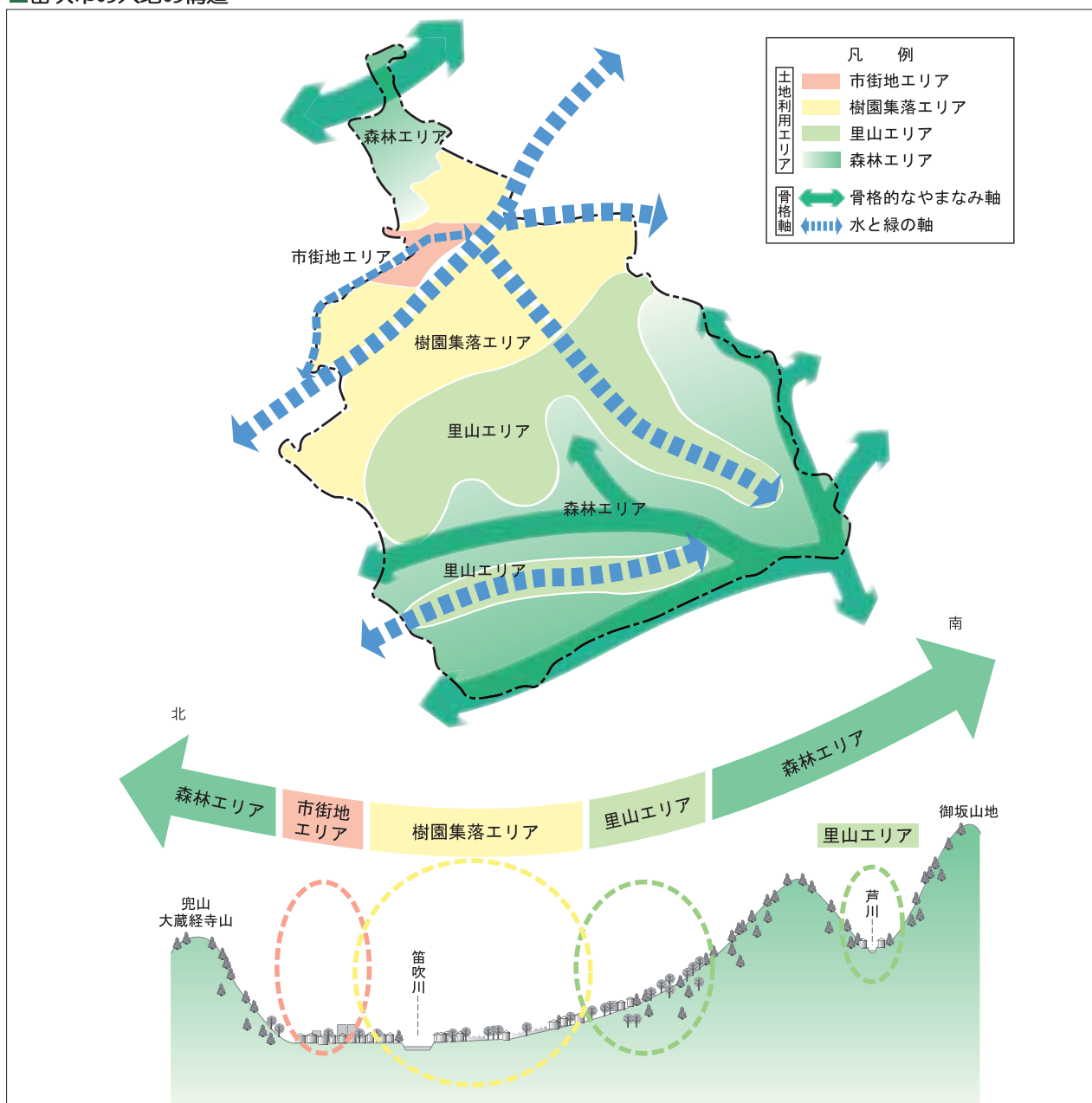
本市は、北側を秩父山系から連なる大蔵経寺山や兜山、南側を御坂山地に挟まれ、その間を西流する笛吹川に沿って扇状地が広がる地形構造となっています。この地形構造に即し、低地部には市街地、そのまわりの平坦地から山麓にかけては樹園地と集落地が広がり、山麓部の里山を介して森林に覆われた山地部が展開する土地利用となっています。

この大地の構造は、先人たちが豊かな自然環境と共生し暮らしてきた長い営みのなかで形成されてきたもので、現在の緑や地域環境の基盤を成しているだけでなく、歴史・文化的資源を育んだ土壌ともなっています。

緑のまちづくりを進めていくには、緑の将来像と基本理念に基づき、この特色ある大地の構造を市民共有の財産として認識し、守り育て、さらに活用していくことが重要です。

本市の目標とする緑の構造を設定するために、その基調を成す大地の構造を整理すると、下図のようになります。

■ 笛吹市の大地の構造

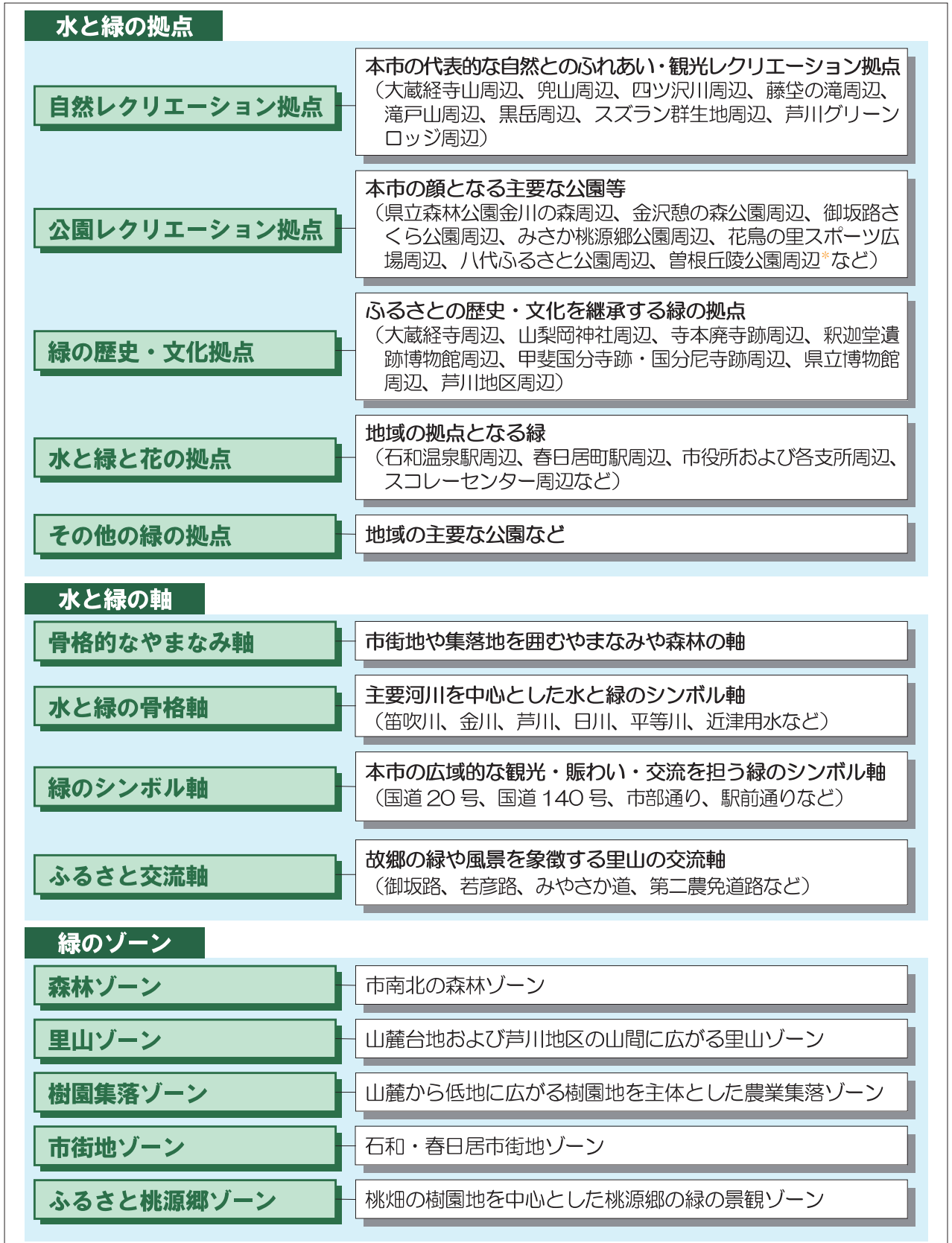




## (2) 目標とする緑の構造

本市の緑の構造は、地形や土地利用からなる大地の構造を尊重し、水と緑の調和を図る観点から市民の憩い・レクリエーション活動の場、歴史・文化的な緑、緑化等を推進する地域の顔となる多様な緑の拠点と、それらを結ぶ骨格軸、水と緑のネットワークにより形成を図ります。

### ■ 笛吹市の目標とする緑の構造



注) \* 曾根丘陵公園は甲府市ですが、構造的には繋がっているため表記しています。

■緑の構造図



## 3-4 緑の基本計画の体系

### 緑の将来像と基本理念

# 桃源郷の美しい風景や環境を守り、 未来に夢を広げる緑のまちづくり

- 風土に育まれた生きた資産としての緑を次代に引き継ぎます。
- 笛吹市らしい緑を活かし、郷土を誇る緑のまちづくりを進めます。
- 私たちの暮らしと緑との関わりを見直し、今できることから進めます。

### 緑のまちづくり方針

#### 基本方針

#### 自然環境・景観の保全と再生の方針

### 1. 郷土が誇る緑の環境と風景を守り継承していきます

- #### 主要施策
- 豊かな森を守り・育む
  - 桃源郷の農地の緑を守る
  - 桃源郷の美しい景観を誇り・守る
  - 甲斐国千年の都の歴史・文化的景観を守る
  - 水と緑が調和する環境を守る
  - 身近な自然や緑を顕在化し大切に守る
  - 風土の環境や動植物の生息環境を守る
  - 自然と親しみ緑を学ぶ環境を守り・育む

#### 公園・緑地の創出とネットワーク方針

### 2. 緑の質を高め緑を創造し、一体的に結びつけていきます

- 既存の公園・緑地の魅力を高める
- 笛吹市らしい特色ある公園・緑地を創る
- 市民に親しまれる身近な公園・緑地を創る
- 安心・安全に配慮した公園・緑地を創る
- 緑のつながりを創り広める

#### 都市緑化・育成の方針

### 3. 四季の彩りを活かし育む緑のまちづくりを進めます

- 水と緑と花の拠点を育てる
- 交流とふれあいを高める緑を育む
- 潤いある水と緑と花の回廊を創る
- 公共施設の緑化を進める
- まちや暮らしを豊かにする緑を育てる

### 地域別緑のプラン

1. 石和・春日居地域

3. 八代・境川地域

2. 一宮・御坂地域

4. 芦川地域

### 計画の推進に向けて

## 今できることから進める、緑を育む人と仕組みづくり

1. 協働による緑のまちづくりの考え方
2. 協働による緑のまちづくり方針
3. 市民協働による先導的な緑のまちづくりの推進
4. 緑の基本計画の効果的な運用

#### ■緑のまちづくりリーディングプラン

- 花と緑の笛吹ロマン街道づくり
- 緑の担い手づくりと「笛吹市緑のマイスター制度」創設の検討



・御坂町尾山の農地からの眺め